平成２４年（フ）第２５８号
神奈川県厚木市下川入424番地５、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津425番地の２
債務者　熊坂　紀道
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２９号
岡山県笠岡市用之江1067番地１
債務者　井上　佳世（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
岡山県倉敷市真備町辻田803番地６
債務者　森田　好美（旧姓伊達）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
岡山県倉敷市玉島長尾2741番地12
債務者　井上　忠晴
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―1011
債務者　曽我　和美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１１号
高知市横浜東町２番18―６号
債務者　中山　絵美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１３号
高知市中水道９番８号　野中アパート１Ｆ南
債務者　川窪　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８９号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅３―410
債務者　葛西　　聡
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４７号
東京都八王子市南大沢２丁目222番地８コーポフェニックスＢ106号
債務者　出口　利幸
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８６号
神奈川県鎌倉市大町５丁目12番22号　第二やざわ荘203
債務者　上野　仁子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８７号
横浜市都筑区高山16番８号　ラピス高山101号室
債務者　今川　智弘
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６９号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅４棟402号
債務者　小幡　啓子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２１号
横浜市港南区芹が谷１丁目12番27号　山田アパート101
債務者　長谷川マリ子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６７号
横浜市中区松影町４丁目13番地５　白百合荘507号室
債務者　舘岡　忠秋
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０８号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田住宅33棟201号
債務者　奥田　庸代
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０００号
大阪市北区中津２丁目７番６―305号
債務者　久保田朋子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部